長崎市【提案募集型公募】ネーミングライツパートナー募集要項

長崎市では、市が所有する施設への愛称の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の導入を進めることとしており、次のとおり命名権者（以下「ネーミングライツパートナー」という。」）を募集します。

１　目的

　　民間事業者の支援のもと、長崎市が所有する施設等の魅力向上及び地域の活性化を図り、新たな財源を確保することにより、対象となる施設等の維持管理や運営を充実させ、健全で安定した財政基盤の確立及び地域への貢献の促進に寄与することを目的とします。

２　対象施設

市が所有しているスポーツ施設やホール型施設、公園などすべての施設及びその一部です。ただし、学校、保育所、幼稚園、文化財、平和施設に類する施設及び【施設特定型公募】により募集を行っている施設並びに出島メッセ長崎、端島見学施設、障害福祉センターは対象外とします。

３　契約期間

　　３年以上５年以下とします。

４　ネーミングライツ料

　　金額については任意とし、金銭に換えて役務や物品等の提供による提案も可とします。ただし、提案があった金額や内容についてはネーミングライツ審査会で適切かどうか審査を行います。

５　愛称の条件

⑴　対象となる施設の名称に、企業名や商品名などを組み合わせることを基本とします。条件は対象施設ごとに異なるため、事前相談への回答の際に提示します。詳細は「７　事前相談」をご参照ください。

⑵　公序良俗に反する愛称や、他者の著作権・商標権を侵害するものは使用できません。

⑶　募集を行うのは施設の愛称であり、条例上の名称を変更するものではありません。

⑷　契約期間中の愛称の変更はできません。

６　応募資格

　　次のいずれにも該当しない法人とします。

　⑴　長崎市税、消費税及び地方消費税に未納がある者

⑵　長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）

⑶　政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類する者

⑷　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制を受ける業種その他これに類する者

７　事前相談

事前に対象施設に該当するか、また愛称の条件などについて確認が必要となるため、「【提案募集型】事前相談票（様式第１号）」により事前相談が必要です。

⑴　相談方法

　ア　受付期間

　　　随時受け付けています。ただし、土日祝日及び12月29日から翌年の1月3日を除く午前8時45分～17時30分とします。

　イ　提出場所

　　　　長崎市魚の町4番1号　長崎市役所　資産経営課（10階）

　　ウ　提出方法

資産経営課へ持参、郵送又は電子メールで提出ください。

　　　　※口頭での相談は受け付けません。

⑵　相談に対する回答

　　　受付後、2週間を目途に相談者に対し回答を行います。対象施設に該当する場合は、併せて愛称の条件などをお知らせします。

８　募集方法（事前相談により対象施設に該当する場合）

　⑴　受付期間

　　事前相談に対する回答後、1か月間とします。

ただし、土日祝日及び12月29日から翌年の1月3日を除く午前8時45分～17時30分とします。

　⑵　受付場所

　　　長崎市魚の町4番1号　長崎市役所　資産経営課（10階）

　⑶　提出方法

　　　資産経営課へ持参か郵送してください。

　⑷　提出書類

　　ア　【提案募集型】申込書（様式第２号）

　　イ　【提案募集型】誓約書（様式第３号）

　　ウ　長崎市税に未納がない旨の証明書（発行から１ヶ月以内のもの）

　　エ　消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明書（発行から１ヶ月以内のもの）

　　オ　法人・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明で発行から３ヶ月以内のもの）

　　カ　印鑑登録証明書（発行から３ヶ月以内のもの）

９　選定方法

　⑴　選定方法

　　　ネーミングライツ審査会において、選定基準に基づき審査を行い、契約の相手方を決定します。

　⑵　選定時期

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 応募時期 | 4月～6月 | 7月～9月 | 10月～12月 | 1月～3月 |
| 選定時期 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 |

　⑶　選定基準

「【提案募集型】選定基準」のとおりとします。なお、「ア 金銭のみの場合」「イ 金銭に加え役務や物品等の提供がある場合」「ウ 役務や物品等の提供のみの場合」のいずれについても、各委員の審査項目ごとの合計が、審査項目の配点×委員数の半分に満たない場合はネーミングライツパートナーとして選定しません。

⑷　結果の通知

　　　ネーミングライツ審査会での審査結果は、応募者に対し文書で通知します。

10　契約締結及び契約保証金

　　相手方の決定後7日以内に契約を締結します。金銭による応募の場合は、契約締結までの間にネーミングライツ料とは別に、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付が必要となります。ただし、長崎市契約規則第34条第1号又は第5号に該当する場合は免除します。なお、納付された契約保証金は、契約期間終了後の原状回復が確認できた後に還付します。

11　ネーミングライツ料の納付及び役務や物品等の提供にかかる報告

　　金銭による場合は、指定する期日までに長崎市が発行する納付書で一括納付することとなります。役務や物品等の提供による場合は、提供を行うたびに報告書を提出いただきます。

12　ホームページ等による周知

ネーミングライツ料の納付後（役務の提供の場合、初回の役務の提供の報告書確認後）、契約内容（施設の愛称、パートナーの名称、契約金額等）について、長崎市のホームページ等を通じ広く公表します。

13　名称変更に伴う費用負担

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 費用負担 | |
| 市 | ネーミングライツ  パートナー |
| 敷地内の看板等の表示変更（※１） |  | ○ |
| 契約期間終了後の原状回復 |  | ○ |
| 市ホームページ等の表示変更（※２） | ○ |  |

※１　敷地内の看板設置等については、法令等の基準に従い施設の管理上支障のない範囲内で検討します。

※２　市や指定管理者が発行している印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、ネーミングライツパートナーと協議の上、変更時期を決定します。

14　愛称の使用開始時期

　　契約締結日までに、ネーミングライツパートナーとの協議により決定します。

15　契約の解除

　　ネーミングライツパートナーが、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法に基づく破産手続きを開始した場合、契約後に募集要項「６　応募資格」（２）、（３）及び（４）に該当することとなった場合、又はネーミングライツパートナーの法令違反等の信用失墜行為があった場合は、長崎市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

　　その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担することとします。

16　問い合わせ先

　　長崎市財務部資産経営課

　　電話番号：095（829）1127(直通)

ｅ-ｍａｉｌ：shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp